

装装保第4401号  
令和5年3月16日  
一部改正 装装保第11801号  
令和5年6月30日

大臣官房長  
防衛大学校長  
防衛医科大学校長  
防衛研究所長  
統合幕僚長  
陸上幕僚長 殿  
海上幕僚長  
航空幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

防衛装備庁装備政策部長  
(公印省略)

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ確保のための  
措置に係る細部要領について（通知）

標記について、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項について（装装保第4208号。令和5年3月14日）第12項の規定に基づき、別紙のとおり定め、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

配布区分：長官官房審議官、各部長、施設等機関の長

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ確保のための  
措置に係る細部要領について

1 目的

この細部要領は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項について（装装保第4208号。令和5年3月14日。以下「細部通知」という。）第8項、第9項、第10項及び第11項について、細部の要領を定めることを目的とする。

2 定義

この細部要領において、用語の定義は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下「確保通達」という。）に定めるところによる。

3 システムセキュリティ実装計画書の確認

細部通知第8項第2号に規定するシステムセキュリティ実装計画書の確認における事務は、装備政策部装備保全管理課長が行うものとする。

4 事業計画の確認

細部通知第9項第2号に規定する事業計画の確認における事務は、装備政策部装備保全管理課長が行うものとする。

5 適用除外

(1) 適用除外の規定について

確保通達第8項第1号は、外国政府若しくは国際機関又は外国の法人格を有する企業等との間で締結する契約においては、契約に関する慣習等が異なるため、確保通達に規定する特約条項を、そのまま契約に付すことが困難なことが見込まれるために規定したものである。

(2) 保護すべき情報の適切な措置について

確保通達で規定する保護すべき情報は、みだりに外部の者に知られてはならない情報であるため、確保通達の規定に従って適用除外とした契約においても、保護すべき情報が適切に取り扱われるよう契約相手方に求めるものとする。その際は、次に掲げるいずれかの内容で、可能な限り法的拘束力のある協定等を締結するよう努めるものとする。

ア 特約条項に準ずる契約条項

イ 契約相手方が保有する特約条項に類似した契約条項

ウ 協議の上、両者が合意できる新たな契約条項

## 6 準備行為等

- (1) 細部通知第11項第1号に規定する特約条項に規定する事項とは、特約条項第2条に規定する情報セキュリティ基本方針等、同第9条に規定する事業計画、特約条項付紙第2項に規定するシステムセキュリティ実装計画の確認とする。
- (2) 準備行為等の受付及び確認は、装備政策部装備保全管理課長及び地方防衛局調達部長等（北海道防衛局調達部長、北関東防衛局装備部長、南関東防衛局調達部長、近畿中部防衛局調達部長、中国四国防衛局調達部長、沖縄防衛局調達部長、近畿中部防衛局東海防衛支局長、九州防衛局長崎防衛支局長、東北防衛局郡山防衛事務所長、北関東防衛局宇都宮防衛事務所長、近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所長、近畿中部防衛局東海防衛支局岐阜防衛事務所長及び中国四国防衛局玉野防衛事務所長をいう。以下同じ。）並びに契約担当官等が行うものとする。
- (3) 前号により事前の確認等を行った、装備政策部装備保全管理課長及び地方防衛局調達部長等並びに契約担当官等は、その結果を確認を行った各事項の定められた結果通知の形式及び書式の例を参照して作成し、防衛関連企業に通知するものとする。
- (4) 契約担当官等は契約時に防衛関連企業からの準備行為等の確認を受けた旨申し出があった場合は、その結果について装備政策部装備保全管理課長及び地方防衛局調達部長等に必要に応じて確認するものとする。